

福岡県公報

平成20年6月13日
第2835号

目次

告示(第967号-第979号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
土地区画整理事業の施行の認可	(都市計画課)	3
市街地再開発組合の定款の変更及び第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
公 告			
落札者等の公示	(総務事務センター)	5
平成20年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施(介護保険課)		5

告 示

福岡県告示第967号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町片縄北四丁目609-11、612-3、612-4、612-6から612-8まで、664-1、664-6から664-14まで、664-1地先道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市筒井二丁目14番1号
有限会社 ベスト開発 代表取締役 山口 博司

福岡県告示第968号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定する区域
筑紫野市大字萩原530-1、537-1及び539-1
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号に規定する筑紫野市により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であって廃止されたもの

福岡県告示第969号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字水田字東恵美田1177 - 3、1178 - 2、1178 - 3、1179 - 1、1179 - 4 から1179 - 15まで、1180 - 2、1194 - 1及び1194 - 3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑後市大字羽犬塚127番地3
久保 正英

福岡県告示第970号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字万作田1273 - 4及び1273 - 5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町駕与丁2丁目1 - 2エイト仲原201号
案浦 博志

福岡県告示第971号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日
平成20年6月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マックスバリュ篠栗店
(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外

3 当該大規模小売店舗を設置する者の名称

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄

福岡県告示第972号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字師吉字六反田811 - 1及び811 - 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島郡志摩町大字師吉763 - 2
吉村 敏之

福岡県告示第973号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市蒲原字大島737 - 1、738 - 1、738 - 4、739 - 1、740 - 1、740 - 5、741、742、743、744 - 1、744 - 3、746 - 1、748 - 1、749 - 1、749 - 3、749 - 4、755 - 3、759 - 1、759 - 3、759 - 4、760 - 3、760 - 4、763 - 1及び763 - 8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区千代六丁目2番33番

株式会社 ベスト電器 代表取締役 濱田 孝

福岡県告示第974号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定に基づき、福岡都市計画事業月の浦西土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
西日本鉄道株式会社	福岡市中央区天神一丁目11番17号

2 事業施行期間

この告示の日から平成21年12月31日まで

3 施行地区

大野城市大字牛頸の一部及び月の浦4丁目の一部

4 事業の名称

福岡都市計画事業月の浦西土地区画整理事業

5 事務所の所在地

福岡市中央区天神一丁目11番17号

6 施行認可の年月日

平成20年6月4日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 土地区画整理事業の施行に関する公告の方法

事務所及び大野城市役所の掲示場に掲示する。

福岡県告示第975号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更及び第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 組合の名称

J R 久留米駅前第一街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成19年1月から平成23年3月まで

3 施行地区

久留米市中央町1番の全部並びに2番、44-1、44-2及び45-1の各一部並びに城南町31-2の一部

4 事務所の所在地

久留米市城南町3-12

5 設立認可の年月日

平成18年12月26日

6 定款変更及び事業計画変更の認可の年月日

平成20年6月4日

福岡県告示第976号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年6月福岡県告示第1049号福岡都市計画下水道事業大野城市公共下水道（大野城市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業大野城市公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月23日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年福岡県告示第1049号の事業地に次の区域を加える。

大野城市大字乙金 字上ノ山、字竹ノ尾、字乙金及び字宅所の一部

平成16年福岡県告示第1049号の事業地のうち、次の地内において事業地を変更する。

大野城市大字中 字大浦、字谷川、字唐池、字大谷口、字千昭寺、字片池及び字桑ノ浦の一部

同市大字乙金 字島回、唐山、上唐山、字善一田、字桑原、字王城山、字弁員、字古野、字花園、字原口、字山目、字猪ノ坂及び字雉子ヶ尾の一部

同市大字瓦田 字汐井川及び字長浴の一部

同市大字上大利 字梅頭の一部

同市大字白木原 字三兼の一部

同市大字牛頸 字後田、字小田浦及び月ノ浦の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	三 漕 上 陽 線	前	八女郡広川町大字一條1001番3先から 八女郡広川町大字一條741番2先まで	7.0 ～ 7.2	67.0
			後	八女郡広川町大字一條1001番3先から 八女郡広川町大字一條741番2先まで	7.0 ～ 15.4	69.5

福岡県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	三 漕 上 陽 線	八女郡広川町大字一條1001番3先から 八女郡広川町大字一條741番2先まで

福岡県告示第979号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第476号宗像都市計画下水道事業宗像市公共下水道【宗像市施行】の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

宗像市

2 都市計画事業の種類及び名称

宗像都市計画下水道事業宗像市公共下水道

3 事業施行期間

昭和41年10月17日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S 株式会社事業統括本部産業第2事業部九州支社

(2) 住所

福岡市博多区奈良屋町2番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

41,475,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）該当

公告

平成20年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成20年6月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成20年10月19日（日曜日）	午前10時～	福岡市城南区七隈8丁目19番1号 福岡大学
		福岡市東区箱崎6丁目10番1号 九州大学
		北九州市八幡西区自由ヶ丘1番8号 九州共立大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区	分	問題数
介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「保健医療サービス分野の知識等」という。）。	基礎 15問 総合 5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「福祉サービスの知識等」という。）。	15問
合	計	60問

(4) 解答免除

次の表に掲げる法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該資格に係る事項の問題について、当該資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。なお、甲、乙又は丙の資格を重複して有する者は、当該資格に応じた問題の解答をそれぞれいずれも免除する。

	法定資格取得者	免除の区分及び問題数
甲	医師、歯科医師	保健医療サービス分野の知識等 基礎 15問 総合 5問
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービス分野の知識等 基礎 15問
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等 15問

(5) 試験時間

解答時間は120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。ただし、解答免除対象者については、免除問題1問あたり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

3 受験手続受付期間

(1) 受験の申込み方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料8,500円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で福岡県保健医療介護部介護保険課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「介護保険課」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料8,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成20年7月1日（火曜日）から平成20年7月31日（木曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成20年12月10日（水曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、介護保険課（直通電話092-643-3322）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、あて先及び郵便番号を明記して240円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。